室町後期における二条家の停滞

石原

比伊呂

64 · ·	P.NI** P	11 1 43 3. c	Man			
Amon	on of Nijo fam g the five h	ouseholds ir	the early	Muromac	the Nijo fa the latter p	

ったい、二条家の栄華はどこにいってしまったのであろうか。

なぜ室町期の二条家は栄華を誇り、

戦国期

状況が変わっ

たのか。

当該期における二条家の実態を素描しよう。

はじめに

な二条良基を中心に小川剛生氏が詳らかに検討している。 するものである。二条家はいわゆる五摂家の一つであるが、 本稿は一五世紀末期から一六世紀の初頭にかけての時期 以下、 その二条家の南北朝期における動向については、 当該期) における二条家の実態を復元しようと

家にも触れたものがあり、 本稿で扱う当該期の二条家を取り上げた論考は管見の限り、 戦国期の五摂家全体の摂関職就任状況については安西欣治氏の論考がある。 湯川敏治氏が近衛家の動向を取り上げるなかで二条

して二条家は一八年間である。 での一一〇年となると、近衛家が三七年間となり、 Ŧī. 一〇〇年間に関しては、近衛家が五年間、 がある。厳密さに欠けることとなるが、就任と退任を年単位で概算すると、 一年間となる。二条家と一条家が突出しているのは一目瞭然である。それに対し、一四六七年から一五七六年ま 本論に先立って、 摂関在任期間のおさらいをしておこう。 近衛家が突出するようになり、 鷹司家が三年間、 鷹司家が一一年間、九条家が一七年間、一条家が一六年間、 室町時代の摂関職在任期間には家ごとに顕著な偏 九条家が一〇年間、 他の四家は横並びの数字となる。 西暦の一三六七年から一四六六年 条家が三二年間で、二条家 向

なお、 本文中の引用史料においては、 適宜、 割注を省略した。また、 異体字などは通用字に改めた。

一、二条持通の時代

に遡るのであろうが、ここでは、その地位を維持できた秘訣についてみていきたい。 そもそも、持通までの二条家が、その地位を誇ることが出来たのはなぜだろうか。 地位形成に関しては二条良基

1. 二条持通に対する公家社会の信頼

故実を蓄積してきた家である。それゆえ、その知識は同時代の公家たちから頼りにされていた。『後法興院記』 文明一五年(一四八三)三月二二条と二三日条をみてみよう。 例えば、近衛政家が「遷幸次第」の借用を二条持通に依頼したように、端的にいえば、二条家は良基以来、 最初に考えるべきは、二条持通 (一四一六~一四九三)と、その他廷臣との関係である。

座次事一昨日清三位宗賢卿、 太閤処、 有客来事、従是可有返答云々、 左大史雅久等二可勘進先例由仰遣了、 重可令注進之由申之、今日又以書状尋申二条

自太閤昨日之返報到来、 云当職任日、云一座宣下、旁以上首段不可有余儀由被注送、

近衛政家が鷹司政平との座次争いにおいて二条持通に相談したという内容である。 『実隆公記』 の文明七年正月二五日条 持通は政家の相談相手であっ

之、 酉下刻着衣冠参内、 如例舞踏終而着殿上、侍男入無名門代取沓、 此間頭弁向関白里亭、 自今日県召除目被始行、 条々尋申、 同有召仰事云々、 言語道断、 為見物也、 不可説々々々、 頭左中弁等未参、 自高遣戸下殿則着陣、 秉燭之後、 中御門中納言宣胤卿奏慶、 蔵人方吉書元長下

きなのは、次の世代に公家社会の重鎮となっていく三条西実隆である。 一条持通や、 県召除目において「頭弁」(柳原量光)が「関白里邸」(二条政嗣邸) その子息の政嗣を先例上の相談相手としたのは近衛政家に限るものではなかった。なかでも特筆すべ に向かい、様々に不審点を確認している。

綿也、 二条亭、対面、先日拝賀着陣間事等語申、宣下条々有被相尋事等、改元八月例不甘心歟、 午後小生三人令詣御霊社、 着陣等之進退神妙之由聞及之間、 就被念有何事哉、 将又新字事不出現者難叶之由等御言談、 留件輿丁帰路向右府市中亭、 尤自愛之由慇懃芳言在之、頗令祝着者也、良久退出。 対談之後向前左府亭、 凡公事儀毎度丁寧尋申之条感悦無極 賀新亜相事、 但於例者吉凶相交事連 則対 面 小 時 今度拝賀 向 .禅閣

傍線部 実隆は持通邸を訪問し、 拝賀着陣における自らの振る舞いを褒められたことが嬉しかったらしく、思わず饒舌となり、 改元などについて会談し、「凡公事儀毎度丁寧尋申之条感悦無極」と感激するとともに 日記に書

き残した(波線部)。実隆は薫陶を受けた二条持通に対する敬意を後々まで抱き続けたらしい。

嘆息々々、

公事之間事故禅閣毎事諷諫給之間、

其芳恩難謝尽之、

仍於此公事随分不存繊芥之処如此、

老少不定、

右の史料で実隆は、「二条持通にはとてもお世話になった。その恩返しをできないまま二条尚基が早世してしまっ

たことは慚愧に堪えない」として、悲嘆に暮れている。実隆にとって持通は「其芳恩難謝尽之」という存在であった。 二条持通は先例故実の大家として、公家社会の崇敬を集めていたのである。それでは天皇家 (後土御門天皇)と

の関係はどうであったか。

『親長卿記』の文明三年正月一六日条をみてみよう。

出御之儀可為晴儀之由 渡御倚廬云々、 伝奏勧修寺前中納言、 二条太閤被計申、 奉行職事蔵人権弁、 雖然無御帳参仕輩、 倚廬在所事被用北廂片方、 時服等不叶、 重被尋仰、 被指続之由風聞、 堅固密々出御可然之由 可尋記

重被計申云々、

密儀に変更された 倚 廬 渡御 について 持通が (破線部 計申 という内容である。二条持通の知識は天皇家にとっても必要不可欠であった。 当初は晴儀を上申 したが (傍線部)、 再度の諮問を受け持通 の決断 次のよ

うな事例もある。

之間、 御名字猶未定、 直可奏聞云々、 令治定者可進勘文之由、 予持参、 申詞如昨日之由各被申之、 菅中納言被申、 重 勅問· 動問、 人数、 及晚 禅閣、 頭御返事到来、 太閤、 九条前関白、 勧修寺大納言申送云、 関白、 西園寺 歓楽

内大臣党

の長享元年 後土御門天皇が勅問するときの常連であった。これらの面々の中でも二条持通は、特に重視されていた。『親長卿 通)、「九条前関白」(政基)、「関白」 後柏原天皇の名前 (一四八七) 七月一七日条を掲げよう。 (勝仁) について勅問があった。そのときの勅問相手は「禅閣」(一条兼良)、「太閣」(二条持 (近衛政家) と西園寺実遠であり、 五摂家の当主たちが多く含まれる。 彼らは

仍奏聞、 予申云、於叙位除目者、関白衰日被憚之、於改元者無其例歟、 去四日改元定延引、 関白衰日者不可苦云々、 仰云、 可相替叙位除目之由所被思召也、 可為今日之処、 但左府申故障之間、 上卿 猶不事行云々、 延引可為廿日云々、 但可尋申二条太閤云々、 先是奉行職事申云、 他公事有例歟如何、 即奉行参向尋申二条太閤、 今日為関白或忠衰日、 於例者不覚悟、 何様可奏聞云々、 可 為何様候 勅答云、於 哉

ときには、 は、 その際に 元定が関白九条政忠の衰日により延引せざるをえなくなる。 特に持通の意見が頼りとされた。 「なにはともあれ持通の意見を聞いてこい」(傍線部)と指示している点である。 後土御門天皇は日程調整を命じるが、 トラブルが起きた 注

目

すべ

に示すのが次の史料である。

御門天皇直々の意向により持通の参加が特段に要請されるなど、公私にわたるものであった。両者の関係を象徴的 このような後土御門天皇と二条持通との関係は、例えば、文明一二年八月に開催された禁裏連歌会において後土

貫賜之、 楽林来、 御得度事近日可被申之由有仰、 令同道参二条殿、 御中陰昨日被結願云々、今日五七日也、太閤御対面、 然者准后宣下事可被申云々、帰路之次行中御門亭、 各落淚之外無詞、 為御遺物御指

参二条殿、 太閤御出座、 御得度事、為公武被留申云々、

廷臣だけでなく後土御門天皇からも、その知識が重用されていたのである。 公武の慰留により思い止まらざるをえなかった 『宣胤卿記』の文明一二年一〇月七日と一二日条であるが、持通は政嗣の急死により出家を志向するも (破線部)。二条持通は得度を許されないくらいの重要人物であり、

2 二条持通に対する将軍家の信頼

本節では二条持通と将軍家の関係について検討する。 まずは史料を掲げよう。

恒例武家参賀也、 早旦参東山殿、 堅固無人也、 太閤・愚老・近衛大納言、 直垂·伯三位計也、

閣」こと二条持通は参候を欠かさなかった。持通のこのような姿勢は、 応仁の乱が勃発してからというもの、将軍家への武家参賀は「堅固無人」という状況になっていたが、それでも「太 五摂家当主たちの中でも特筆されるもので

あった。

也、 今日室町殿年始参賀、毎年式日也(略)今日参賀人々、二条前殿、 産穢、明日可有御参云々、一条殿鷹司殿無御参之条不審、 院大納言、 今悉板輿也、 日野中納言、 徳大寺大納言、 不可説之為体、末世至極、 西川前宰相、 花山院大納言、菅原在数、以上先朝衣狩衣衆御対面、 雅国、時顕、公夏等朝臣、 無力者哉、 源富仲、菅原和長、 乱後依窮廻各不参、 殿下、久我前右府、 無人以外也、 定基朝臣等也、九条前殿至今日依 次直垂衆、 西園寺前内府、 源大納言、 摂家清華乱前悉乗車 園前黄門 内府、 中

とともに二条持通だけは参上しているのである(傍線部)。五摂家のなかにおいても武家参賀への温度差があり、 二条家には特別な熱意があったといえる。 文明一二年の武家参賀に「九条前殿」(政基) は触穢により自重し、 一条家と鷹司家も不参するなか、 近衛政家

あった。持通もその伝統に漏れず、よく足利義政に仕えた。その様子がわかる事例をいくつか紹介しよう。 そもそも二条良基が義満を扶持する立場になって以降、二条家の当主は足利家当主にとっての知恵袋的な側 面が

今日准后御参内、 献申御沙汰、 毎年之佳例也、 御台同御参、 御大飲、 深更御退出云々、 太閤監無同御参云々、

石原比伊呂

文明一三年に「准后」(義政)

が毎年恒例の参内に出向いたとき、「太閤」も御参している。

扈従するような立場にあった。

今度内府昇進事、 為東山殿御執奏太閤被執申之云々、

介して伝えられている。義政の意向がより確実に反映されるための装置の一部としての持通が機能していたといえ 長享二年の八月、 一条冬良が関白に昇進するにあたって義政によって武家執奏がなされたが、それは二条持通を

於准后新造御所小河、 宮々并二条太閤等御招請、 御一献、被進引出物等云々、 る

義政は持通を近臣のように扱っており、二条持通は将軍家とも良好な関係を構築していたのである。

義政は邸宅を新造した際、貴人を招待した。そこでは「宮々」に加えて、特に持通が招請されているのである。

それでは、なぜ義政は持通を重用したのであろうか。あるいは、なぜ足利将軍家は二条家当主を重用し続けたの

済む問題であろうか であろうか。持通をはじめとする歴代の二条家当主が将軍家に誓ってきた忠誠心への見返りとしてのみ評価すれば

義尚の任右大将拝賀の様子を見ていると、二条持通が重要な役割を果たしていることがわかる。 例えばこのとき

持通は義政の参内に

である。 条持通は将軍義尚の儀礼故実において指導的立場にあった。 の次第を作進したのは持通であったし、義尚の具体的な所作についても「太閤」(二条持通) もちろん、 持通の知識の恩恵に預かっていたのは、義尚だけではない。 義尚の昇進儀礼は持通の知識により円滑化していたの 父親の義政においても同様である。 が指導している。二

閣之処、 故大樹葬礼事可為来九日由有其聞、 相国可然之由頻太閤指南云々、 用脚十万疋下行云々、 贈位事可有宣下云々、 可被申贈左府之由東山殿談合太

関係が形成されるかというと、 的な部分に関する足利家先例や故実知識について、 義尚の死に際する贈官について「東山殿」(義政)は「太閤」(持通) 足利将軍家先例における二条家の位置づけがある。 持通に依存していた様子が伝わってこよう。 に相談をもちかけており、 やや長くなるが、事例となる史 なぜ、 義政もまた儀礼 このような

料を掲げよう。

中 居内御出路次歩儀、御参内、令経床子座給、今夜関白為御執筆、公卿広橋大納言綱光卿、武者小路大納言資世 兼国被申行之、 被始行県召除目、 御門中納言宣胤卿、 為武家御沙汰被下御訪 蔵人三人、 入夜関白歌圖有御拝賀經常職之後、 四位大外記師富朝臣、 兵革中近年不及沙汰、 左大弁宰相広光卿、 関白殿下三千疋被進之、 左大史雅久宿禰・少外記康純・同賢親・右小史盛俊等参内也、 然室町殿御方左中将髓御兼国髒之儀、 職事蔵人頭左中弁量光朝臣奉行、 室町殿南馬場吉田神主鳳凰兼宿所、 諸卿各三百疋、 大外記千疋、 公兼朝臣 殿下為御宿、彼第有諸神社、 被摸勝定院殿御例之官、 頭弁五百疋、 · 蔵人左少弁政顕 其外参役人々及 今度参仕上 同 為有御 自鳥 右少

触諸大名、 六位外記・史等、 千疋·二千疋、 各三百疋云々、 各被進納之、 諸司調進物御訪等、 惣用二万疋云々、 兼自旧冬奉行飯尾大和・加賀守両人、

82

とめたことによるものであろう。 執筆を勤めさせている点である(破線部)。おそらく、準拠先例となった義持の事例において二条良基が執筆をつ のだが るにあたって県召除目を挙行させている(傍線部)。義政が主導しただけに、 右は (波線部)、注目すべきは、その際に、関白就任以来六年も無沙汰だった拝賀を遂げさせた上で二条政嗣に 『長興宿禰記』の文明七年正月二五日条であるが、義政が義持の先例になぞらえて義尚を美作守に任官させ 費用面については、武家が工面した

た (2) して、 かつて拙稿で述べたように、 摂関職は義満時代に同職を歴任した良基の子孫である二条家当主が相応しい、という構造が出来上がって 義教以降、 義満先例が足利将軍家において重要視されるようになると、 それ に付随

条政嗣がクローズアップされることとなった 産という側面があったのである。 ることが望ましいという先例上の状況ができあがることとなる。二条家の重用というのは、 うことが、足利将軍家家長義政を足利義満の先例で正当化する作業の一環でもあった以上、 出されていたと考えられ、 特に義政と義尚の父子に関しては、儀礼上において「義政-義尚」の父子関係が 義尚の義持化と義政の義満化は等価であった。義尚を義持先例において正当化するとい ゆえに義尚に関して足利将軍家の先例が意識される場面においては、 「義満-現任摂関は二条家であ 足利将軍家佳例の再生 構造上、二

以上、

本章では、

持通の時代までの二条家が、天皇家など公家社会における信頼感や、

将軍家との相互協力関係

を構築しており、良基以来の伝統を守っていた様子を確認した。

一、二条家の苦境

たのであるが、そんな栄光も長続きしなかった。本章では、二条家が苦境に陥っていく様相を復元する。 章では二条家が足利家や天皇家と良好な関係を構築していた実態を見た。二条家は室町期に栄華を謳歌してい

1. 当主の早世

二条持通までは順調に世代交代を遂げていた二条家も、その後は不運続きであった。持通の後継者である政嗣の

生涯を振り返ってみよう。

見物之云々、 是日、 被行国郡卜定、 上卿左大臣参勤云々、自申刻被始行云々、後聞、今日二条関白着衣冠参内云々、上卿之儀

である二条持通(「二条関白」)もしっかり見物していた。二条持通は子息政嗣に大きな期待をかけており、 文正元年 (一四六六)、二条政嗣 (「左大臣」) を上卿として大嘗会の国郡ト定が催され、 政嗣の上卿ぶりを父親

その期待を裏切らなかった。

政嗣も

石原比伊呂 さた候也、 色ハ各吉服之時ノコシ御ケイ 禁裏、広橋大納言・勧修寺大納言両人御一廻以後之御服共御尋候、予参候也、 永享のたひハ御けいにきつふくを御もちい候なり、 ノキノ出御ニ被召之、へいけんにて御うらありて、 両流なり、 今度ハ乱ニより出御、 いつもの御ふくことくに御 明徳度ハ平絹御束帯、 内之御もの、く 御 ろ

にて御けいのきあるへきのよし候、今日まつ定候得者、

関白尋可被申之由候也、

政嗣である。政嗣も先例故実に定評があったといえるだろう。 う内容であるが、 内裏において広橋綱光と勧修寺教秀が山科家に後花園天皇一回忌の喪が明けたときの服装について相談したとい 応の結論を出した上で、さらに関白にも念のため諮問があった (傍線部)。 当時の関白は二条

立并在南煩等為越智沙汰可申付云々、 伝聞、 於春日社可被行臨時之御神楽悉。云々、 堂上面 々一 両輩、 其外地下楽人等参向云々、二条太閤并前関白来廿四日下向可有参籠云々、 此儀邂逅事云々、 大和国人越智有宿願事云々、 定二条家門於願主

な政嗣に悲劇が訪れたのは文明一二年九月のことである。 に下向している様子 右掲史料は、 春日社の臨時御神楽が越智氏をパトロンとして挙行され (波線部)を示している。 政嗣は春日社御神楽の願主になるなど精力的に活動していた。そん (傍線部)、 願主として持通と政嗣が `南都

当番参内請取、 忠顕朝臣祗候、 語云、二条殿去暁俄令薨給之由、 有沙汰、太閤御事歟云々、驚歎之余、先遣人、内々

尋申之処、 前殿御事云々、 弥仰天落涙之外無他、 可惜可悲、 兼而無御病気、 昨日昼間者御楽、 晚景御鞠等有御遊、

平伴給、

此曉令頓死給云々、

御年卅八、

よくよく情報を収集してみると前殿 参内した中御門宣胤は二条家に死者が発生したという情報を得た(傍線部)。宣胤は太閤 (政嗣) だと判明した (波線部)。 「昨日まで雅楽や蹴鞠していたのに・・・」 (破 (持通) かと想像したが、

線部)とされるような突然の出来事であったようだ。政嗣は三八歳で急死してしまった。 二条家の跡を襲ったのは政嗣長子の尚基である。 当然、持通の悲嘆は察するに余りあるものであった。 尚基は、 働き盛りの当主政嗣を三八歳で失うという不運に襲わ 政嗣の死の二年後、文明一四年に元服を遂げると、 順調 れた

今夜節会、 内弁二条殿、 本所御参候、 御方次将二御参候也、 甘露寺殿大納言拝賀候 にキャリアを積んでいく。

大納言通豊卿任内大臣云々、 去十八日朝詔宣下云々、右大臣尚基卿蒙関白宣旨、 上卿中御門大納言云々、 前関白内覧兵仗如旧之由宣下、

としても相応に活動し、 前 後者は 者の事例 『後法興院記』 は 『山科家礼記』 関白として二条家の家格も維持していた。 の明応六年六月二〇日条で、関白に就任したことがわかる。 の明応元年正月一六日条で、 踏歌節会の内弁を勤め てい る尚基の様子が 政嗣継嗣の二条尚基は公卿 記され 7

た。その結果、二条家はどうなったか。

去ったのである。長生きした持通とは対照的に、二条家は政嗣、そして尚基と二代続けて当主が早世することとなっ しかし、ここでまたしても二条家に悲劇が降りかかる。 関白就任の四ヶ月後に尚基が二十七歳の若さでこの世を

相伴中納言参二条殿、 賀申若公御祝事響屬屬黑若公御祖母禅尼同御対面、 若公依御見苦、 御顔許令出給程也

下野の孫娘)であった。しかも尹房は「御見苦」により顔を出しただけであり、二条家は「祖母公」がどうにか切 文亀二年 (一五〇二)、 中御門宣胤が二条邸に参上すると、対応にあたったのは、 幼年の尹房と「祖母公」 (細川

二条家は持通以降、二代にわたり当主が早世するなど不幸が続いたことで、冬の時代へと突入していた。

り盛りするという状況に陥っていた。

2. 経済的困窮

早世が「弱り目に祟り目」だったことである。 において、「並外れて数奇」というほどのことはないだろう。この時代の二条家にとって不幸だったのは、 それにしても、いくら当主が二代続けて二〇~三〇代で死去したといっても、それだけなら、摂関家の長い歴史 当主の

げる 当該期二条家の経済状況を瞥見してみよう。この時期の二条家が置かれていた状況を端的に示唆するのが次に掲 『後法興院記』 の応仁元年五月一九日条である。

いた。

伝聞、 凡羽林輩令家 右近中将雅国朝臣令家礼内府家云々、彼仁元二条家門家礼也、 [礼力] 名家事未曾有事歟、太以不審也 今就権家如此歟、 心中未練之至不可説事

乱勃発直後において、すでに二条家の栄華は動揺していた。ここに二条政嗣の早世が重なったことで、応仁の乱後 などが記されている。史料を裏読みすれば、二条家は「権家」でないと認識されていたということである。応仁の 家の家礼になることが「未曾有」であること、それもこれも日野家が「権家」だからこそ起きる事態であること、 一条家は加速度的に窮乏していった。 二条家の家礼だった室町雅国が内府家 (日野家) に奉仕先を変更したこと、羽林家の政国が名家にすぎない日野

次参祇 前 下向云々、 園 清水寺等、次東山辺方々令巡見、 京都堪忍不事行云々、 中納言中将在京云々、 於或所有一盞事、 帰路見二条家門庭、 水石奇絶也、 太閤去十六日越

政嗣に先立たれた老齢の持通であったが、隠居することは許されず、家の経営を維持すべく在国を余儀なくされて て庭を見物する。このとき政家は、太閤 応仁の乱も過去の出来事となりつつあった文明一七年の春、 (持通) が「京都堪忍不事行」により越前に下向している事を知らされた。 近衛政家は諸寺参詣の帰り道に二条邸へと立ち寄っ

右の史料で近衛政家が二条家の庭を見物しているように、二条家の庭園の美しさは都人の賞賛を得ていたらしく、

出

賜御短

 $\overline{\bigoplus}_{\widehat{31}}$

献、

如旧例各一首詠之、

同連歌一折、

無御人数之間

面ハかり御沙汰之以後、

於藤辺又有御酒、

前殿御事思食

特に藤棚は見事だったようだ。その藤棚の様相は、この頃の二条家の実情をありありと伝えてくれる。 之由申廻了、 俊通等也、 清三位、土御門三位等ハ、兼倶卿可申遣云々、 元ハ木幡奉之、 今日藤御賞翫各申沙汰也、 各相触者也、 乱後退転、 今度儀随年及可参之間、 当年再興事、先日兼俱卿来之時令談合、 雖然各不参、 余内々令入魂、 只余伯卿二人所参也、 但伯卿、 只如形任所存可持参 民部卿、 於烏丸西御新造有 菅原和長

余裕はなくなっていた。 しい会に終わってしまったようだ(波線部)。公家社会にも、二条家にも、 文明一三年、 応仁の乱により退転していた二条邸での藤御覧が復活した もはや優雅に藤を観賞しているような (傍線部)。 しかし、 参加者が僅少の寂

そして、「祖母公」が切り盛りせざるをえなくなった時代には、 次のような体たらくとなる。

参二条殿、当年初度也、 諸大夫共無一人、只随身秦兼夏許也、 至去年見人成市、 遂年零落、 年始儀宰相参申了、 唯如夢、 召円福寺僧、 催淚; 遼遠之間、 被取杓、屋上荒廃、 于今遅々、 余携小樽、 直見天 若公祖母公出座、 雖藤盛 無架落地 有 献、 返路有 殿上人

文亀二年も三月になって中御門宣胤は、 その年初めて二条邸を訪問したところ、 家屋は荒廃し、 自慢の藤棚も用

が疎かになってい

たのである。

であった。 意できないまま藤も枯れ落ちようとしていた (傍線部)。このように見るも無惨な状況は、 尚基存命中からのこと

若公在之云々、誰人可奉養育哉、 不能参啓、 光園以来公武尊崇、 博陸事無覚束之間、 言語道断、 且以使者相尋処、 栄耀無双、 悲歎無極、 至于故禅閣無止事之躰也、 母堂禅尼悲歎察申者也、 凡彼家門之儀近日零落、 於路次陣官人歸相逢、 於于今如此、 **殆絶于常篇、** 語云、 去夜五時分既御事云々、 無秋衣之儲、 可歎々々、 相続之儀於于今不審也、 寒威等数日侵膚云々、 仍使者馳帰 後福 Ŀ

た。二条家は応仁の乱後、 されており、 かかわらず 尚基の死去直後に三条西実隆が残した感想である。二条良基の時代より持通の時代までは栄華を誇っていたにも (破線部)。 (波線部)、この頃の二条家が「凡彼家門之儀近日零落、 尚基の死因についても実隆は「夏服のまま衣替えができずに身体が堪えたからという話もある」とし 良基の時代から直近の持通までは栄耀無双だったのに、いまやその零落は常軌を逸する程であっ 加速度的に経済面が逼迫し、尚基死去の段階で決定的に窮乏化したのである。 始絶于常篇」(傍線部)となってしまったと記

いないので問題なく済むか不安がある」と心配される始末であった。窮乏による在国により、 在国せざるをえない時期があり、 文明七年の除目においては、「今日の除目は関白二条政嗣と聞い 摂関家としてのつと たが、 在京して

そして、経済的な窮乏は、二条家の廷臣としての前途に、暗い影を落とすこととなる。例えば在世中の

一政嗣にも

八講に欠席し勅勘を被っているし、 尚 基に至っては、 公事への姿勢を後土御門天皇から度々注意されるほどであった。 上級廷臣としての最も重要なつとめともいえる節会の内弁さえ勤仕を忌避して 例えば、 後土御門天皇の法華

いた。

内弁事既御事闕候之上者、猶可然様可被致御了簡之由被仰出云々、 入夜蔵人権弁賢房来云、白馬節会内弁事内府ニ御問答処、当職事勅約候者可有参勤之由被申候、 可被如何候哉

るなら」との交換条件を提示したのである。このような内弁勤仕に対する消極姿勢は、おそらく経済的事由を背景 二条尚基(「内府」)に白馬節会の内弁を勤めるよう指示が出たが、こともあろうか尚基は「関白就任が確約され

にしているのであろう。それに対する後土御門の反応は冷たいものであった。

晚景賢房来、 白馬内弁事右府可存知之由候、 但裾事闕候、 被借遣候者於身可畏入之由命之、不可有相違之由令返

答38

結局、 白馬節会の内弁は代わりに今出川公興(「右府」)が勤仕することで決着した。そして、そのようなことも

重なって、摂関家当主であるにもかかわらず、昇進において尚基は清華家の今出川家の後塵を拝することとなって 経済力の困窮は、 当主の昇進にも影響し、 尚基は苦しい立場に追い込まれた。 持通以降の二条家は、 後継者の続

けざまの早世、

経済的困窮により凋落の途を辿ることとなったのである。

おわりに

の停滞の要因を探ると、 以上、 持通 期以降、二条家が苦境に陥っていく様相を素描してきた。 中世後期の摂関家が家運を維持する上で必要とした条件が浮かび上がってくる 本稿で取り上げたのは二条家であるが、

にあたって、 当該期の摂関家にとって、まず必要とされたのは、先例故実の蓄積であろう。廷臣が廷臣として適切に振る舞う 何よりも重要な素養である。そして先例故実は父子相承によって伝えられていくため、 当主の早世な

どにより相承が滞ると、廷臣勤仕の前提が危機に陥ることとなる。

チともいえる足利将軍家の窮乏は、二条家の家経済を直撃したのである。 に将軍家への依存度が高かった。しかし、当該期には、その将軍家そのものが経済的に困窮しつつあった。タニマ 持通期までの二条家は、その先例故実の蓄積により、天皇家からも将軍家からも信望を集めていたが、 えに、当該期の貴族にとって、天皇家や将軍家からの信望 次に必要なのは経済力であるが、ごく一部の家々を除き、この時代には荘園的基盤が著しく脆弱化していた。 (それにより派生する金銭援助) は頼みの綱であった。 なかでも特

向は、 家からの資金援助を引き出す」というビジネスモデルからの転換を余儀なくされていた。一条家や九条家の在地、 クラスターもあった。 足利将軍家の窮乏は、何も二条家にだけ降りかかった現象ではない。五摂家を含む当時の公家は、どこも等しく「武 その努力の一例として評価できる。また、残された少ないパイを得るべく、天皇家への奉仕を強化 将軍家に依存する以外の方策を持たなかった。天皇家との関係を強化するにしても、 しかし、 いわば「足利将軍家一本足打法」ともいえる方法論で室町期に栄華を極めた二条家 当主の早世によって後

他なくなっていたのである。

実家からの種々の援助をささやかながらも期待できる細川家傍流出身の未亡人に、緊急事態のやりくりを託すより 継者育成 (先例故実=天皇に必要とされる素養の継承)がままならず、それも困難であった。この時期の二条家は

- (1) 『二条良基研究』(和泉書院 二〇〇五)。
- 2 湯川敏治『戦国期公家社会と荘園経済』(続群書類従完成会 二〇〇五)。
- 3 安西欣治「中世後期における公家政治の諸問題」(『史潮』二〇 一九八六)。
- (4) 「奉書状於二条前関白許、還幸次第等可借給之由令申之、康正度造内裏之時、遷幸次第借給之、西園寺家作進次第也」 (『後法興院記]
- (5) [実隆公記] 延徳元年七月一八日条

文明一一年閏九月三日条)。

- 6 『実隆公記』 明応六年一〇月一一日条。
- 7 『親長卿記』文明一二年(一四八〇)一二月一三日条。
- (8)九条政忠は在国が基本で、ほとんど摂関としてのつとめを果たしていないので、このときも衰日を口実としたサボタージュであ
- (9)「早旦参殿下、 来九日御連歌御参事申之、 被廻御計略可有御参云々、 次参内、禅閣已下御返事奏之、又仰云、可仰太閣之由有仰:

以使者申了」(『親長卿記』文明一二年八月五日条)。

- (10) 『十輪院内府記』文明一八年一二月二七日条。
- (11) 『宣胤卿記』文明一二年正月一〇日条。
- (12)おそらく経済的な理由であろう。
- 13 相対的には経済面での余裕があったと思われる近衛家と違い、後述するように二条家の経済事情は鷹司家や一条家とさほど変わ らない二条家の熱意が垣間見える。 りがなかったものと考えられる。そのなかで衣装代など出費のかさむ武家参賀を欠かさなかったところに、 近衛家とは比較にな
- (15)『実隆公記』長享二年八月一三日条。(14)『宣胤卿記』文明一三年四月二六日。
- (16)『長興宿禰記』文明七年四月二二日条。
- (17)「武家拝賀次第二条太閤作進云々、今日以写本写留了」(『後法興院記』文明一八年七月二七日条)。
- 18 「於三宝院大樹有拝賀習礼云々、太閤指南云々、」(『後法興院記』文明一八年七月一八日条)。
- (19) 『後法興院記』延徳元年四月二日条。

拙稿「「鹿苑院殿佳例」と二条持基」(『史友』四三 二〇一一)。

20

- 21 前揭注 が二条良基であった時代の先例が復元されることになり、摂関職は二条家であることが望ましいという社会的意識の醸成された (20) 拙稿では、義教時代において、二条持基が義教に義満先例を勘進し、 義教が義満先例を採用すれば、 自ずと、 摂関
- ことを論じた。
- (23)『山科家礼記』文明三年一○月一二日条。(22)『後法興院記』文正元年四月二二日条。

- 24 『後法興院記』文明一一年二月一六日条。
- 26 25 「太閤北政所御歎奉察、弥催悲涙、去月廿八日参候時有一献、数刻御雑談、如夢、嗟呼、不知是最後御対面、老少不定、始而雖非可驚、 [宣胤卿記] 文明一二年九月二日条。

眼前無常、 無物于取喩、」(同右)

(27)「今日二条太閤御孫故関白元服尚名字、 今夜即於陣有宣下儀、新冠敍正五位下、禁色·昇殿等被宣下云々」(『長興宿禰記』 太閤御加冠、 理髮頭左中弁政顕朝臣、 着座公卿二人、 文明一四年四月一七日条)。 中御門中納言宣胤卿、 伯二位資益卿、

28 「博陸所労危急云々、 仍以使者尋申」「抑故関白鬚藥今夜葬礼云々」(『実隆公記』明応六年一〇月九日、 一五日条)。

30 『宣胤卿記』文亀二年六月五日条

『後法興院記』文明一七年閏三月二〇日条。

31 『宣胤卿記』文明一三年三月三〇日条·

32 『宣胤卿記』文亀二年三月一四日条

33 宣胤は二条家の家礼であったが、二条家に家礼を侍らせる余力はなく、開店休業状態であったが、それでも宣胤は主家を気にかけ、

34 『実隆公記』 明応六年一〇月一一日条。

|祖母公」も宣胤を頼りにしていたようだ。

(35)「自今夜除目卜也、 執筆関白ノ由承及也、 依無京都、巨細事不収」(『言国卿記』文明七年正月二五日条)。

36 「御八講結願也」「内府不参之間時宜以外不快、雖被召進出居次将被止帰云々」(『後法興院記』明応三年二月二八日条)。

37 『後法興院記』 明応六年正月三日条。

38 『後法興院記』 明応六年正月五日条。

- 39 尚基が今出川公興に先んじられたのは、単に尚基側の事情だけでなく、公興が後土御門天皇の寵臣であったという側面も考慮に 入れる必要がある。
- 41 40 武家からの資金援助、すなわち「武家訪」が公家経済の収入源となっていく様子は松永和浩『室町期公武関係と南北朝内乱』(吉 「抑右府事菊亭前内府ニ被宣下云々、内府云当官云摂家為理運歟如何、但不及競望歟」(『後法興院記』 明応四年一二月一二日条)。
- 池享『戦国・織豊期の武家と天皇』(校倉書房 二〇〇三)。

川弘文館 二〇一三)に詳しい。

42

43

拙稿前掲注 (20)。